

内閣委員会
議録第三十六号

昭和二十九年五月二十日(木曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 平井 義一君

理事 山本 正一君 理事 高瀬 傳君

理事 鈴木 義男君

理事 逢澤 寛君 高橋 等君

理事 永田 良吉君 長野 長廣君

理事 船田 中君 八木 一郎君

理事 山崎 巖君 大高 康君

理事 山下 春江君 早稻田 石工四君

理事 飛鳥田 一雄君 田中 稔男君

理事 富吉 榮二君 中村 高一君

理事 辻 政信君

出席政府委員

総理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

調達庁長官 福島 慎太郎君

総理府事務官(調達庁総務部長) 山内 隆一君

科学技術行政協議会事務局長 千秋 邦夫君

法務政務次官 三浦 寅之助君

厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

校事(入国管理局次長) 宮下 明義君

専門員 亀掛川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月二十日

委員栗山博君辞任につき、その補欠として大高康君が議長の名で委員に選任された。

第一類第一号 内閣委員会議録第三十六号 昭和二十九年五月二十日

本日の会議に付した事件

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

航空技術審議会設置法案(内閣提出第一七四号)

調達庁設置法案の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)(参議院送付)

○稲村委員長 これより開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。他に質疑はありませんか。他に質疑がなければ、この際、高橋等君外十五名より、自由党、改進黨、日本自由党三派共同提案にかかる修正案が委員長の手元に提出されておりますので、提出者より修正案の趣旨の説明を求めます。高橋等君。

恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「附則第四項」を「附則第七項」に、「本項及び次項」を「本項、次項及び第五項」に、「附則第二十九條第四項の改正規定に係る部分及び附則第五項」を「附則第二十二條及び第二十九條第四項の改正規定に係る部分並びに附則第八項」に改める。

附則第三項中「附則第四項」を「附則第七項」に改める。

則第七項」に改める。

附則第四項中附則第二十九條第四項の改正規定の前に次のように加える。

附則第二十二條に次の一項を加える。

4 旧勅令第六十八号施行の際法律第三十一号による改正前の恩給法第四十六條及び第四十九條第二項の規定による第七項症の増加恩給並びに同法第四十六條ノ二及び第四十九條第二項の規定による第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各款から第四款までの傷病年金(同法第五十條第一項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く)を受けていた者に、第一項の規定を適用する場合には、その者が旧勅令第六十八号施行の際受けていた当該恩給の裁定に係る傷病の程度をその者の昭和二十九年四月一日における傷病の程度とみなす。但し、その者が、その傷病の程度につきこれと異なる意思を表示した場合、この限りでない。

附則第四項中附則第二十九條第四項の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十五條の次に次の一條を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例)

第三十五條の二 この法律施行前に死亡した旧軍人又は旧準軍人のその死亡につき、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三條第一項第一

号に規定する場合の遺族年金又は同法第三十四條第一項の規定による弔慰金(同法同條第二項の規定の適用による場合を除く)を受け

る権利の裁定を受けた者がある場合においては、当該死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族は、附則第十條第一項第二号イに掲げる者を除く外、同項同号ロに掲げる者に該当するものとみなす。

2 前項の規定は、旧軍属の遺族について準用する。

3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、恩給法第十三條第一項の規定にかかわらず、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務員に起因する傷病に因り死亡したかどうかの認否につき、総理府恩給局長に対しては同項に規定する具申をすることはできないものとする。

附則第五項を附則第八項とし、附則第四項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の三項を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項の規定による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例)

4 公務員(公務員に準ずる者を含む。以下同じ)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第二十項の規

定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しているときは昭和二十八年四月(公務員が昭和二十八年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌月。以下本項において同じ)以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

5 法律第百五十五号附則第二十三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

6 前二項の規定により扶助料を給する場合において、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定により遺族年金の支給を受ける者があるときに給する扶助料の額は、この法律の規定により給すべき扶助料の額から当該遺族年金の額(遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、これらの者が受け

る。)

る。)

る。)

公平ができませんので、それらの金額の差額、結局一万七千六百円というものを今度恩給の公務扶助料に相当する金額を受ける中から差引くというものを規定いたしましたのであります。

その次に「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正」としての9と書いてあります。これは今後拘禁中に死亡をいたしました方に遺族年金は出さないで普通の恩給の公務扶助料に相当する金額を出すという規定でございますが、今後この方の施行がなくなつたときにやはり援護法適用のうるさい手続をやらぬので、恩給法一本でこれを整備しようというのであります。これは金を受ける方は金額の増減はないので、実害も利益も一切ない、手続を単一化するだけにとめてあります。

それから最後に10という見出しがありまして、「この法律施行前に死亡した公務員に關する改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項から附則第二十三項までの規定による遺族年金の支給については、なお従前の例による」とあります。これは先ほど御説明申し上げましたように、恩給からこれだけ引くぞという規定が6のところにあります。引くぞだけでは、今度は遺族年金が出るという規定がないと引かれつばなしになるものでありますから、この10で、附則第二十項から二十三項までの遺族年金は、恩給法でこうなつてもその人々には従前通り取扱うということを書いております。

大體以上で説明を終らしていただきます。どうぞ満場の御賛成をお願いいたします。

○稻村委員長 以上をもつて修正案の趣旨説明は終了いたしました。質疑の通告がありますからこれを許します。山下春江君。

○山下(春)委員 ちよつと恩給局長に、この扱ひを何とか御考慮願えないかという問題をお尋ねいたします。と申しますのは、昭和八年に徵募兵あるいは志願兵として入団いたしました者が——今度の恩給法の改正によりまして、下士官及び兵は十二年で恩給がつくのであります。が、準士官以上は十三年でございます。ところがこの昭和八年に入団いたしました者は、最初に入団した者は十一年と七箇月くらい、あとから入りました者は十一年と三箇月くらいでございます。これが兵のまゝならばいづれも恩給がつくことにならぬのでございますが、幸か不幸か終戦のときのどさくさで、よく働いたからというので、ポツダム將校と俗に言われております將校にしたいだいてみな昇進されました。そのために準士官以上昇進して帰りました者が大體全国で一万数千名あるのではありません。それが全部今度の恩給の最低である一時恩給にしか該当しないのでございます。

この準士官の中にはいろいろ種類がありまして、学校を出して日ならずして將校になつた人と、一兵卒からたき上げて準士官になりました者との差が非常に不公平な扱ひを受けなければならぬことになつております。この点に關しまして、恩給年金の対象とされるか、一時恩給で切られるかというボーダー・ラインの一万数千名の者に対して、何らかのお取扱ひの方法を御考案願つておるかどうか、願つておらないならば、何とか御勘案願える

かどうか、恩給局長からちよつと承つておきたいのであります。

○三橋(則)政府委員 今の御質問は非常に大まかな御質問でございます。で、あるいは私の答弁が御質問と食い違つてもわかりませんが、もしもそうでございますましたら、こま／＼しく御質問がございましたら、またそれに応じてお答えをいたします。

下士官、兵に給せられます普通恩給につきましては、普通恩給を給するに要する在職年は十二年であり、準士官以上の軍人に給せられる普通恩給につきましては十三年、こういうことになつておるのでございます。下士官の方から準士官になられた場合におきまして、下士官としては十二年一箇月と二箇月とかある。そうして準士官になられて十二年八箇月くらいでおやめになる、こういうような場合におきましては準士官としての普通恩給の年限には達しない、しかしながら下士官、兵として考えました場合には十二年に達し、もう達しておられるわけでありまして、そういうような場合におきましては下士官としてやめられましたときの恩給を給し得る道を開いております。あるいは御本人が年金ではなくして、準士官としての一時恩給をもらうというふうな一時恩給を選択されるならば、その選択において一時恩給を給する、こういう道が今設けられておるところでございます。そのほかに何らかの道を設けようということもございまして、承つてから何か具体的に考案したいと思つております。

千名の方が一時恩給を選ぶかあるいは準士官以下の元の身分で年金を受けることを選ぶかという、選ぶ道が規定してある。だから一時金をもらおうと、一つ下げて年金をもらおうと御本人の自由である、こういうことでございます。すればそれでけっこうでございます。が、その道が一万数千名の方によく徹底しておらないらうと思つておられます。実は先ほどこの法律が上る前にわれ／＼の身分上のことについてぜひ確認をしてくれという切々なるお頼みがありましたので、聞きました。が、そういうふうになつておりましたら、私どもからなのおそ／＼いうふうな団体に向つてお伝えいたします。それでけっこうでございます。

○稻村委員長 田中稔君。

○田中(稔)委員 提案者に御質問申し上げますが、こういう修正を施すことによりまして予算の上で経費はどれだけになりますか。

○高橋(等)委員 この該当者は約千名くらいでございます。それで遺族に對します恩給の平均額は大體三万一千円くらいでありますから、三千百万円くらいが恩給上の経費になります。但しこれらの人々は遺族援護法によりましてすでに二万七千六百円のものには必ず基本としてもらつてありますから、国庫としては約二千八百万円弱のものになります。それを差引いた額が恩給法上の増加になります。大體五百万円か四百万円程度の増だと思つておられます。さう御承知を願います。

○田中(稔)委員 今の金額の点について念のために政府の方の御所見を伺いたい。

○三橋(則)政府委員 金額につきま

ては大體今高橋委員の仰せられました程度ではないかと思つております。多くありません。特別に予算の措置を要するようないふ——厳格にいたしますがそれはこれよりふるわけでありませんが、今の恩給予算の中で操作は可能である、こういうふうなことの思つておられます。金額ではなからうと思つておられます。

○田中(稔)委員 もう一つ、援護法の方で公務死と認定したものに對しては恩給法で公務死とみなすことについてはその査定を省略する、ということである。これについて政府の方の御見解を承りたいと思つておられます。

○三橋(則)政府委員 旧軍人及び遺族の方々の恩給の裁定事務、また書類の請求に關します事務をできるだけすみやかにしなければいけないことは当然のことでありまして、今まで私もいろいろと努力して来たのであります。昨日の委員会においても申し上げましたように、いわゆる戦死者の方々の遺族に給します扶助料につきましては、その戦死されたという証明をとつておつたのであります。戦死されたということを明らかに表示されなければ、戦死者の遺族としての扶助料は給せられないことができません。どうしてもそういうふうな書類を——これはほんとの簡単なものであります。求めたおつたのであります。その簡単な書類とはいつても、それをつくるまでにはやはりそれ相當にふなれた事務職員として手数がかかるということからいたしまして、それを省略してしまつた。私はいふ今度の措置であります。私はいふ今度の証明の書類がきちんとそろつてちやんと厚生省にあり、

かこうとかいうことのあるなしは別といたしまして、簡単なながらもそういう証明の書類は必ず必要である、こう思つておることでございます。

○中村(高)委員 それに確かに省略する方が手数を省けることはわかるんだ。こんなことを議論しているのではない。そのために非常に遅れておるといふようなことからの修正案でありまゝするから、私は聞いておるのであります。おそろくそのために特に遅れるといふようなこととは思ふのでありまして、こういふようなことは法律の上よりは運用で行くべきものだと思ふのであります。もし公務死を省略するといふことになつて、それでは第一項から第六項までの増加恩給の審査の方は、これは省略しないでやるのですか。

○高橋(等)委員 一項症から六項症までは、過去のものは全部裁定になつておりますから、これは今ここで問題にはなりません。恩給は出ておるのであります。

○中村(高)委員 われ／＼が聞きたいのは、この公務死だけを省略するといふ意味がよくわからないのであります。が、そうすると恩給局で裁定をするといふものの残つておるのは、この公務死だけですか。

○高橋(等)委員 これは恩給局で裁定をいたしましたのは、昨年の八月一日以降に死亡した人です。たとへばソ連で抑留中の軍人とかなんとかいふ人、そういう者につきましては恩給局がこれを裁定いたします。八月一日以前の軍人軍属関係は援護法で一応死因調査をやるのであります。そうした者につきましては厚生大臣が死因の調査をいた

す、こういうことになりませう。それでお恩給局の仕事は御承知のように軍人軍属だけの関係ではございませぬから、その点は申し添えさせていただきます。それから今言います今後の問題は、七項症から四款症までの人で過去の裁定において有期の者があつた。無期でない有期の者及び——ポツダム政令以後におきましてはこれはもう一時金で全部支払つておられます。これらにやはり項症を格付いたさねばなりません。そういうような仕事が恩給局では相当今後出て来る、こういうことでは相違ありません。なおこれをやりましてそれだけ早くなるということは当然なんです。たゞ／＼恩給局長にはこの法案を出します前に何とか行政的にやれぬのかというところは当委員会におきましても私は再三質問いたしておるのであります。恩給局長の立場から行きますと、この法律を出してやりませんと、この手数の省略ができません、この点は御了解をお願いいたしておきたい。なおこれによつて遅れておるかどうか、どの程度早くなるかという点は、今後の恩給処理を見たと、なお打つ手が必要であればお互いに相談をしてやつて行きたいと思つておられます。これは今後の実績をごらんになつていただきたいと思います。私は相当早くなるものと確信をいたしております。

○三橋(則)政府委員 今中村委員から御質問のございました増加恩給受給者との関連の問題でございますが、この修正案を見たとでございますが、修正案によりましてどういふことになつておるのでございます。昭和二十八年八月一日前におきまして遺族年金を

受けた者とそれから受けるべき人であつた者、こういう者について恩給法上の特別の措置を今度講じよう、こういうことになつておるわけでありませう。そうしますとそういう方々は大きくわけますと大体三通りになると思ふのです。その一つはかつて恩給局から公務でなくなられた方の遺族として扶助料をもらつておられた方、それからその次は今中村委員の仰せられましたように増加恩給の第一項症から第六項症の恩給をもらわれておつて、なくなられた方の遺族、その次はそういう恩給扶助料を全然もらつておられない方、たゞ、こういう三つにわけられるわけでありませう。最初に申し上げました方につきましては、従来恩給局から恩給扶助料を給しておつたというそれだけでもつて、恩給を給することになつております。今度の法律改正の措置の中からは省かれておられます。それからあとこの二つの種類につきましては、今度の法律的な措置によつて恩給が行くように、恩給法上の特別な措置が講ぜられることになつておられます。なつておられますが、増加恩給の第一項症から第六項症までをもらわれておつて終戦後になくなられて、あるいは終戦前になくなられて、まだ遺族の方が扶助料を全然もらひになつていない方につきましては、私がかつてそういうような増加恩給をもらわれておつたといふことだけでもつて、扶助料が関連なく行くようなふうな特別な措置をどうしても講じよう、こういうふうなふに、これは行政的に講ぜられることとありますから、そうするようないふことを考えております。ですからそういうような増加恩給の第一項症から第六

項症を給せられておつた方、その方がなくなられて、遺族の方に給せられる扶助料については間違ひなく扶助料が行く、こういうことになつておるのであります。

○中村(高)委員 今局長の答へられたような者に対しては間違ひなく支給されるというのではあります。が、公務死だけを省略するといふことであるならば、同じく受給権者に対してはもつと何か省略をするようなことをして、たとへば援護局の資料や何かがあるものについては省略をするといふようなことにならぬと、公務死にだけ省略をして、ほかの方は依然として厳重な裁定をやるということでは何とも公平でないように思われるのであります。が、その点はどうでありますか。

○高橋(等)委員 中村さんにお尋ねいたしますが、なおそうした今仰せのような省略をなし得る点で法律で規定し得るような点があれば、これはいくらでもいたさなければならぬのであります。が、私の乏しい知識では、この公務死の問題以外で法律で画一的に規定すべきものは見当たらない。もしあればどうぞお示しをお願いいたしたい。

○中村(高)委員 どうですか、局長はよくもわからぬのだが、省略するとすればそれだけですか。

○三橋(則)政府委員 今の中村委員の御質問は、厚生省においてすでに遺族の資料によつて扶助料を給付する場合において無条件に給付するとするならば、厚生省において傷病者に対しては、資料を持つておるはずじやないか、その資料に基づいて請求をする場合においてもなお無条件に傷病者の恩

給を給付するようになつておらないかといふ御質問のようによつて受取られたのであります。これにつきましては私はいささかというふうには御返事いたしかねるところであります。

○平井委員 私はこれには賛成をいたしますが、昨日お尋ねいたしましたように、法律を修正して、もう調べぬでも無条件にやることは、私は、実は心配だけれども、ほんとうに恩給局があつて恩給法に基いてやるならば、やはりそこに国が出す金でありませぬから、証拠書類として一応それの至当であらう、こう思ひますけれども、現在非常に書類がたまつておると、また敗戦後において非常に混乱をしたときでありますから、支給することとはかどらぬといふことになりませう。これはやらむを得ず賛成するといふような形になるのであります。が、その点三橋恩給局長にもう一度聞きますが、これはやはり法律でそうしなければはかどらぬものかどうか、この点を聞いて賛成をいたします。

○三橋(則)政府委員 法律的な措置がない限りにおきましては、恩給局長は公務扶助料を給付します場合に、おきましては公務のために死亡したといふ証明書をどうしてもとらなければならぬと思ひます。従ひまして法律的な措置がない限りにおきましては、今申し上げるようなことを省略することはできないと思ひます。

○稻村委員 他に御質疑はありませぬか——御質疑がなければ、これより原案並びに修正案を一括して討論に入ります。討論の通告がありますから、次これを許します。江藤夏雄君。

○江藤委員 私は自由党を代表いたし

ましてただいま提案せられております恩給法の一部を改正する法律案並びに自由党、改進黨、日本自由党三派共同の修正案またはこの修正案を除く原案の部分、それに賛成いたします。

まず政府提案にかかつておられますところの、葉嶋に収容せられておられる戦犯の方々でも恩給を受ける資格のある方々、こういう方々に対して恩給が停止せられておつた。それをこの際その停止を解除いたしまして復活しようという趣旨でございますが、これはまことに今日日本が独立を回復いたしました場合において当然の処置といふべきでありまして、時にきのうは加藤法務大臣もこの席に見えまして、自分たちも今回戦犯によつて収容せられておられるような方々、こういう方々に対しては決して国内法上における犯罪者であるとか何とかそういうふうな考えは毛頭ないということをして、力を入れてここで言つておられました。が、まことにその通りなのでございまして、この点われ／＼としてまことに、おそいような感じもしますが時宜を得た処置である、こう存じまして賛成をいたす次第でございます。

それから三派共同の修正案でございますが、その第一は恩給の裁定を促進しようというための処置でございます。この処置は、これは恩給を受ける権利のある方々の間にござい／＼と巻き起つておりますところの不平、それは何であるかという、せつかく恩給受給の権利は認められた、しかしながら実際上恩給の恩典にあずかることがな／＼できない、いわゆる恩給裁定事務というものが非常に遅れておる。そのために、日々の生活は追いつ

くられとおるにもかかわらず、たなの上のぼたもちみたいなもので、実際にはな／＼その恩典に浴することはできない。これはもう全国的にありますが、非常に大きな不平なのであります。これを何とかして緩和しようというための御質問等もあり、また提案者の説明あるいは政府側の説明等も聞いておりますと、何もこれをやつたからといって、それは急に水のせきを切つたやうなぐあいに恩給事務がずつとはかどるというやうな期待はできないかも知れません、しかしながらその一助にはなる、少くとも厚生大臣が公務死なら公務死と認定したものをそのまま受入れて、恩給局でもつてその裁定を簡略にするというやうなことは、やはりこれは非常な一つの事務簡素化を進めて行く一助になる、そうして、十分な期待には沿い得ないかも知れないが、全国の恩給を受ける資格のある方々の非常に望んでおられることに対してその望みをかなえる一助ともなる。もつと／＼われ／＼はこの事務促進という点についてはあらゆる角度から研究をして行かなければならぬと思つてございしますが、とにかく一助ともなるという意味におきましてわれわれ賛成をいたし、そうしてこの修正案を提案いたしましたやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

○稻村委員長 高瀬傳君。

それからまた修正案の第二点でありますところの、戦犯として拘禁中に死亡せられた方々に対して公務扶助料に相当する額の扶助料を差上げようという点でございますが、この点もいろいろ各方面から勘案いたしましたし、今日の日本の立場ということも十

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

○高瀬委員 今回政府によつて提出された恩給法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、われ／＼は政府の意のあるところは重々これを了解するものであります。特にその法律案の要項の中で四項目ばかりその趣旨が掲げてあります。多額所得による恩給停止に關する規定あるいは国家公務員の給与水準の変更に伴い恩給法の別表に關する規定を変更する点あるいは恩給を受けることができない事由等に該當した恩給受給者に届出の義務を課するとともに、これに違反した場合の罰則を設ける点、あるいはいわゆる戦犯者として拘禁中の者の恩給の停止を解除し、これをその家族に支給することができると、かくのごとき趣旨のもの、われ／＼の常に改善を要望しておつた点でありまして、これらの点について賛意を表するにやぶさかではな

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

分考えまして、この程度ならば今のところさしつかえなからうという大体的結論に達しまして、そうして各派から御提案になつたものでございします。私もまだ／＼意に満たない点もございしますが、今日の場合まあこれくらいでございまして、賛成をいたすやうな次第でございます。

を支給するのではない。公務扶助料に相当する額の扶助料を支給するのだ、こういうふうな御説明で、御遠慮になつておられると思ひます。ところが江藤君の今の自由党を代表しての討論を聞いておられますと、現状やむを得ないからそうしたのであつて、これでは不満足だと言葉があります。おそれなくその言葉の裏には、そのうちにはこれは公務扶助料に改めたいという御意図があると思ひます。そういうふうな御意図がひそんでの御提案である。ちようど政府が再軍備をしない／＼と言いながら／＼推進して行くのとまづた／＼同じ／＼ありませぬ。この点につきまして私ども反対をいたしますのは、戦犯の問題であります。私どもは国際裁判の可否を論じようとするのではない。ドイツと同じように、国際裁判と同時に国内裁判が日本に行われたと仮定しますならば、それは国際裁判、国内裁判それ／＼違つて来ましようけれども、国際裁判を受けて戦犯になつた方で、国内裁判においても戦犯に該当する人は多いと思ひます。ことにまたA級戦犯のごときは、これはもちろん国内裁判においてもまず間違ひなく戦犯となる方だと思ひます。こういう方々は今度の太平洋戦争におきまして国策を誤つて、八千万国民を今日の塗炭の苦しみに陥れた重大な政治的責任がある。それはそういう方々の愛国の至情を疑うものではないと思ひますけれども、主観的な意図はともかく、客観的にはそうなつた。やはりこのことをはつきりわれわれが認めた上で、今後の日本の政治を考へませんと、また同じような過ちをする危険がある。B、C戦犯につきましては、それは無実の罪をこう

むつた方も確かにある。しかしながら全体の何パーセントかが無実の罪である、あるいはその刑の量定においても當を失した方があることは事実といつたとしても、それだからといつてB、C戦犯全部が無実であるとは言えない。私は戦時中ボルネオに行つておりましたが、やはりああいうところで見つておりました。ずいぶん悪いことをした兵隊さんがおられるのです。憲兵や、海軍の特別警備隊、こういうところには、人道に忍ぶべからざる、天人ともに許さぬような非行をやつた人がたくさんおられる。だからB、C戦犯のうちにはこれらを選別することは今日ではほとんど不可能であります。何パーセントかの人が無実であるということをもつて、B、C戦犯の全部がよかつたといふことは言えない。B、C戦犯にはお気の毒でありますけれども、これはしかたがない。それで私どもは罪九族に及ぶというふうな古い観念は持つておりません。しかしながら功九族に及ぶといふことも決して言えない。戦犯の方々は罪はあつても功はない。恩給法というものは大体国家に功勞のあつた人に対して報いるという建前の法律なんです。だからこういう法律によつて扶助料を支給する――提案者はちよつと遠慮されて、公務扶助料ではなく、実をこつて同額の扶助料とおつしやるけれども、その腹の中には江藤君のおつしやるように、公務扶助料的な考へがあることははつきりしておる。これは根本觀念が間違つておる。私どもは社会党は軍人恩給の復活にまず反対して参りました。これは建前上当然反対しておる。それから援護法によらず恩給法によ

りましてこういう扶助料を支給するといつたしますと、そこに階級差が出て来るわけですね。援護法なら一律にかゝる遺族年金を差上げておる。ところが今度は旧軍人の階級がそこに現われて参りまして、扶助料に差等がつくといふことになりませぬ。これはやはり現在の再軍備を用意するための一連の政策の現われだと思ひます。そういう意味におきましてわれわれは非常に危険な修正案だと思ひます。こゝでわれ／＼は今言つたように罪九族に及ぶ／＼は今言つたように罪九族に及ぶ／＼、たゞいA級でありB級でありC級であつても、戦犯者その人の罪は悔むけれども、罪もともない家族の生活のことは考へなければならぬ。それから、それはすでに援護法で遺族年金が支給されておる。生活の点においては国はちやんとめんどうを見てやつておる。だから私は現状をもつて十分だと思ひます。

さらに提案者にお尋ねいたしましたところ、国の予算の上において経費の増額は大了ことではないとおつしやつたが、やはり数千万円は明らかに増額するのです。今日政府が一兆円予算とか緊縮予算とかいふ盛んに国民に耐乏生活を強要している、こういう際にとにかく数千万円でも予算が膨脹することは私はおかしいと思ひます。しかるに、与野の委員諸君が三派徒党を組んでこういう修正案を出されたといふことは非常に行き過ぎだと思ひます。生活に苦しんでおる大衆はまだ無数におる。しかもそれは日本のかつての指導者が国策を誤つた結果なんです。その

国策を誤つたことに責任を持たなければならぬ人の遺族に対する給与をふやすために、緊縮方針をあえて曲げるといふ与野の委員諸君の態度は、私は受取れない。いづれにいたしましても私どもは以上述べたような理由によりこの修正案には反対いたします。

○稲村委員 中村高一君。
政府の原案には賛成でありませぬが、修正案に對しては反対であります。われ／＼は恩給法につきましても賛成をいたしておるのではありませんから、軍人の遺族に對しては扶助料、あるいは生存軍人の恩給などにつきましては、今回政府が改正をいたしますような趣旨の給与の引上げとかあるいはその他の手続上のことにつきましてはけつ／＼だと思ひます。ことに恩給の支給が非常に遅れておるといふようなことにつきましては、われ／＼は一日も早くこれらの諸君に對して恩給が支給できるような促進方を非常に考へておるのであります。今回政府の出された修正案に對しては賛成であります。しかし自由党その他の諸君が出されておる修正案につきましては、その趣旨はわかるのであります。非常に早く恩給を出すようにという趣旨はわかるのであります。これは必ずしも法律で省略をしなければ、運用の方法によつていくらでもできるものであります。われ／＼も恩給の遅れている今日の現状からいいますならば、もつと人間を急速度にふやして、この始末がついたならば、また減員すればいいのですから、この遅れているものを促進させるために

は、ある点までの予算もとりまして、そうして大いに促進をさせるといふことも必要であります。また援護局で認定されたものに對しては、運用の上におきまして省略と同様の考慮をしてもらうといふことも賛成であります。ただ法律を直して省略をしてしまつてよろしいといふようなことには、私たちは賛成ができません。いやくも國家の費用を支給する場合において、省略をして出してもいいといふようなことを法文の上で載せることには反対であります。趣旨に賛成では賛成であります。趣旨に賛成で法律に書かれては困るといふのはおかしいな。と呼ぶ者あり。少しもおかしくないのであります。金を支給するのに省略をしるんといふことがそも／＼おかしいのであります。これは、裁定を嚴重にしると思ひておいて、その上に、運用の上においてなすべきことであつて、法規というものには嚴として存在することがいい。だからして汚職、嫌疑などが出て来るのであります。法律の文句というものは嚴重にしておかなければならぬ。嚴重にしておいてさへあゝいと思ひこをする者がおるのでありますから、これは嚴重にしておいて運用をよろしくするといふことが政治だと思ひます。

それからもう一つ、あとの方の修正案であります。私たちはB、C級の諸君に對しては公務扶助料に相当する額を差上げてよろしいと思ひます。ただA級の諸君に對しては、もうしばらく遠慮してもらふのがいいのではないかと思ひます。ことに突

その他証明がつかないために公務死として扶助料が受けられない多数の諸君を考へましたときに、戦争を指導したA級の諸君が末これらの諸君に先んじて公務扶助料に相当する額をいただくという事は、私たちがどうも本末を転倒していると思つております。ですから、私はそれに対して何らかの例外なりあるいは但書なりをつけて扱えないかどうかということも考へたのでありますが、法律の建前上できないということであり、そういうものを含むものに対して全面的に賛成をすることはよろしくないと、思つております。そういう趣旨を含めて私たちがやむを得ず反対をいたしているのです。

○稲村委員長 異議なければさう決意いたします。

○田中(稔)委員 反放免になりました。日韓会談等に際しても、早く国籍問題をきめまして、管理令が全面的に動き得るよう希望も、努力もいたしているわけでございますが、御承知のようない日韓会談の現在の見通しの状況でございますので、ただ二年間のございませぬが、相当長く収容されておられる者がございませぬので、その人たちに、個々の情状あるいはその本人の家族、親戚等、あるいは家庭の状況等をいろいろ検討いたしまして、できるだけ外に出しておきまして、在留許可を研究いたしております。現に

○稲村委員長 異議なければさう決意いたします。

○田中(稔)委員 法務省の政府委員にちよつとご尋ねいたします。横濱と大村に収容所がありますが、この収容所にはどういふ人々がどのくらい今収容されておりますか。

○宮下説明員 普通には私も手続違反者と呼んでおりますが、この出入国管理令二十四条の各号に掲げられておる退去強制事由は、現在におきまして大体各国とも同様な規定を設けているわけでございます。国際間ではどういふような人たちは退去強制をする規定を設けているわけでございませぬ。その管理令に基きまして私どもが退去強制をいたしているわけでございませぬ。これを韓国側から日本におりました韓国人の国籍問題がまだきまらぬという理由を以ていたしまして、引取りを拒否しておるのであります。これは日本の出入国管理令という法律がございませぬ、これが韓国の一方的な意思によつてその法律を実施し得ないという状況でございます。私どもはなほ遺憾に思つて

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 たつた一、二名で、えらい仮放免をしたような話で、私はいくらもお役人らしい御答弁だと思つ。実は昨年暮れに、私当時の犬養務

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○稲村委員長 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

○田中(稔)委員 起立多決。よつて修正案は可決いたしました。

もと／＼外国に關係のある役所です
 が、今度三浦さんひとつ法務大臣だけ
 でなく、外務大臣の方とも御連絡いた
 だいて、そうしてやはり朝鮮民主主義
 人民共和国と何か非公式の折衝でもし
 て、北へ帰りたいという人を帰すよう
 に御尽力願いたいと思う。ただしかし
 この場合こういうことをお願いしまし
 ても私岡崎外務大臣じやとでもらち明
 かぬと思う。たとえばまだ数千の日本
 人が中国に残つておるのに——集團帰
 国は一応済んだが、個別帰国の問題が
 ある、ところがこれを実現しますため
 には、やはり先般の集團帰国について
 人道的にお世話を願ひ、非常な好意を
 示していただいた中国紅十字会の会長
 の李徳全女史をお招きするというよう
 な問題も、烏津日赤社長が北京で約束
 して来ておる、約束した際におそらく
 外務省は何か耳打ちはしていると私は
 思う。しかもそのことを全然忘れたか
 のように今日に至るまで李徳全女史招
 請の問題に何らの熱意を示さない。こ
 ういうことでは中国との關係もうまく
 行かぬから、中国のあつせんを得るこ
 とももちろんできませんが、中国に対
 すると同様にやはり朝鮮民主主義人民
 共和国に対する折衝においても決して
 私はいまうまく行かぬと思う、だからそう
 いうことをお願いするのは私は無理な
 話だと思ひますけれども、ただ三浦政
 務次官の良識に期待しまして、一応希
 望を申し述べまして質問を終わります。

○三浦政府委員 ただいまの御質問に
 ついてはいろいろ關係の者とも相談し
 てみて善処したいと思ひます。

○稲村委員長 本日はこの程度にいた
 し、次会は明日午前十時より開会いた
 し、三案に対する質疑及び討論採決に

入る予定でありますから、さよう御了
 承を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

〔参照〕

恩給法の一部を改正する法律案（内
 閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕